

議員協議会

令和4年1月11日
委員会室

- 1 開 会
- 2 議会運営委員長の報告
- 3 広報広聴特別委員会からの報告
- 4 氷上多可衛生事務組合議会からの報告
- 5 その他

令和4年1月11日

議員各位

議会運営委員長

令和3年12月24日議会運営委員会の概要について（報告）

去る12月24日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第86回3月定例会の日程等について

ア 日程

- 2月18日（金）午前9時30分～ 議会運営委員会
22日（火）午前9時30分～ 議案説明会
25日（金）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第1日）
《本会議終了後、資料請求等調整会》
28日（月）正午 施政方針・議案質疑通告締切
3月4日（金）午前10時00分～ 本会議（第2日）
7日（月）午前10時00分～ 本会議（第3日）
《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。
第3日を使用しない場合は、午前9時30分から》
8日（火）午前9時30分～ 文教民生常任委員会
9日（水）午前9時30分～ 総務産業常任委員会
10日（木）午前9時30分～ 予算常任委員会
11日（金）午前9時30分～ 予算常任委員会
14日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会
15日（火） 委員会予備日
17日（木）正午 一般質問通告締切
18日（金）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

- 24日（木）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第4日）
25日（金）午前10時00分～ 本会議（第5日）
28日（月） 予備日
29日（火）午前9時30分～ 議会運営委員会

イ 会期

2月25日（金）から3月28日（月）までの32日間

ウ 予算常任委員会を意義あるものにするためには

⇒ ① 予算書配布後、個人でしっかり調査した上で、基本的事項については、打合せ会までに担当課へ確認すること。

- ② 予算正副委員長が調整し、新規事業で特に必要と思われるものについては、担当課から委員会説明を求めること。
- ③ 予算正副委員長が新議員向けに、打合せ会や資料請求の在り方に係る調整会を開催すること。

(2) 第85回12月定例会の反省等について

ア 「市長との緊張感ある関係の保持について」

- 市長に対する「ありがとうございます」や「よろしく願います」といった発言について…二元代表制のもと、対等な立場において相応しくない。
- ⇒ 今後も議員同士で随時指摘し合い、徐々にこのような発言を無くしていく。

イ 「所信表明質疑と一般質問の在り方について」

- 市長が答弁に際し、時と場合により「通告になくても答える」「通告外の質問なので答えない」といった使い分けをするのはおかしい。
- ⇒ 「通告外の質問なので答えない」との発言に対しては、当該議員がそこで諦めることなく、休憩を取ってでも答弁を求める姿勢を見せる。
- 【議題外にわたる発言】(会議規則第54条第1項)
「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」
- 【一般質問の終結】(議会運営委員会決定事項)
「本来、理事者の答弁をもって終わるべきものである。理事者の最終答弁後、議員が思いや感想を述べた場合、議長は議事整理権の範囲で理事者答弁を求める、終結を促す、中止命令等を行う場合がある。」

ウ 「委員長報告に対する質疑について」※文教民生常任委員会

- 委員長報告の質疑範囲について
- ⇒ 【発言内容の制限】(会議規則第54条第3項)
「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」
- ❖ 今回の事実確認が浅いまなされた採決と、それを有効にしてしまった委員会の姿勢に鑑み、引き続き、議案審議、委員会審査の在るべき姿を議論していく。
- ❖ 委員長報告に対する質疑の発言場所…「質問席」※再確認

エ 「議員の規律について」

- 会議中の所謂「ヤジ」について
- ⇒ 今後は、緊急質問以外は厳しく制止を求めていく。
- 会議中の「肘つき」について
- ⇒ 市民に良い印象を与えないため慎むこと。

(3) 「西脇市議会報『議会だより』モニター制度の概要について」

- 2月1日発行の議会だよりでモニターを募集予定 ⇒ 了承
- 制度の詳細について
- ⇒ 特別委員会正副委員長と事務局が調整後、議員協議会で報告

- (4) 「西脇市議会委員会条例の改正について」
○ 12月定例会における部設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う。
⇒ 3月定例会第1日に上程を予定
- (5) 「オンライン予算公聴会（仮称）について」
⇒ スケジュールと事業説明シート（案）について各会派等で協議のこと
- (6) その他「各常任委員会の所管事務調査の検討について」
⇒ 調査事項、目的、方法、期間等の報告及びPPDCAサイクルシートの提出

西脇市議会報「議会だより」モニター制度の概要

1 目的

西脇市議会報「議会だより」（以下「議会だより」という。）モニターの導入により、議会が行う広報・広聴活動の基となる議会だよりの企画、編集等に対する市民の意見や要望を聴取し、議会だよりの一層の充実を図るため。

2 職務

モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べること。
- (2) 議会だよりに関するアンケート調査に回答すること。
- (3) モニター連絡会議（以下「連絡会議」という。）に出席すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

3 モニター

- (1) モニターは、公募による者又は西脇市議会広報広聴特別委員会（以下「特別委員会」という。）の委員が推薦した者の中から議長が選任する。
- (2) モニターの選任に当たっては、モニターの年齢、性別、居住地に偏りがないよう配慮して選任する。

4 資格

モニターは、次に掲げる要件のいずれにも該当する市民とする。

- (1) 16歳以上の者
- (2) 議会が行う広報・広聴活動に深い関心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有する者
- (3) 本市の職員でない者

5 定数

モニターの定数は、10人以内とする。

6 任期

モニターの任期は、1年とし、再任を妨げない。

7 報償

モニターに対し、予算の範囲内で報償する。

8 連絡会議

特別委員会は、モニターの意見を聴くため、連絡会議を任期中に1回以上開催するものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

9 意見等の処理

- (1) モニターの意見及び回答の検討は、特別委員会が行い、企画、

編集に資するものとする。

(2) 議長は、必要に応じてモニターの意見及び回答を公表することができる。

(3) 公正を期するため、原則としてモニターの氏名は、公表しない。

10 解任

議長は、モニターから辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、モニターを解任することができる。

(1) 第4項に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 職務の遂行が困難となる事由が生じたとき。

(3) 前2号のほか、解任に相当する事由があると認めるとき。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

12 施行期日

この制度は、令和4年4月1日から実施する。

参考様式（第3項関係）

○ ○ ○ ○ 様 × ×
西脇市議会報「議会だより」モニターに選任します (解きます)
× × □ □ ○ 年 ○ 月 ○ 日
西脇市議会議長 ○ ○ ○ ○ × × × ×

第 234回 氷上多可衛生事務組合議会臨時会の報告

1月11日 東野 敏弘

1. 開催日時 12月28日（火）午後1時半

2. 議案

選挙第1号 副議長の選挙

門脇教蔵多可町副議長が、副議長に指名推薦される

* 東野西脇市議が、運営委員会副委員長に引き続き就任。

3. 今後の予定

第 235回定例会—令和4年2月18日

令和4年度予算等の議案審議

【令和3年12月14日作成】
 【令和4年1月6日変更】

令和3年度及び4年度委員会・議員協議会等の開催予定

令和3年度及び4年度の各委員会・議員協議会の日程案を下記のとおりまとめましたのでご確認の上、ご予定くださいますようお願いいたします。
 なお、今後、外せない会議・行事等が重複し変更しざるを得ない場合、事前に委員長と調整させていただきます。
 いずれも、午前9時30分（太字部分は午後1時30分）から開催の予定です。

会議名	先例事項	1月	2月	4月	5月	7月	8月	10月	11月
議会運営委員会	第3木曜日	20日・木曜日	18日・金曜日	21日・木曜日	(定例会前)	21日・木曜日	(定例会前)	18日・火曜日	(定例会前)
議員協議会	第2火曜日	11日・火曜日	7日・月曜日	12日・火曜日	6日・金曜日	12日・火曜日	9日・火曜日	11日・火曜日	8日・火曜日
総務産業常任委	第2金曜日	14日・金曜日	7日・月曜日	8日・金曜日	初常任委員会	8日・金曜日	12日・金曜日	14日・金曜日	11日・金曜日
文教民生常任委	第1火曜日	13日・木曜日	1日・火曜日	5日・火曜日	初常任委員会	5日・火曜日	2日・火曜日	4日・火曜日	1日・火曜日

会議名	先例事項	令和5年1月	令和5年2月
議会運営委員会	第3木曜日	19日・木曜日	(定例会前)
議員協議会	第2火曜日	10日・火曜日	14日・火曜日
総務産業常任委	第2金曜日	13日・金曜日	10日・金曜日
文教民生常任委	第1火曜日	11日・水曜日	7日・火曜日

◆アンダーライン箇所の日程変更理由 (令和4年)

- ①文教：1月13日・木曜日…4日・火曜日は正月休み明けのため
- ②議運：2月18日・金曜日…3月定例会前の議運
- ③議協：2月7日・月曜日…8日・火曜日は議長公務のため
- ④総務：2月7日・月曜日…11日・金曜日は祝日のため
- ⑤議協：5月6日・金曜日…10日・火曜日は新議員向けJ I A M研修開催（5月9日から13日まで）のため
- ④議運：10月18日・火曜日…20日・木曜日は議長公務のため
 (令和5年)
- ①文教：1月11日・水曜日…3日・火曜日は正月休みのため

J I A M研修開催の場合に変更